

## 令和5年度 仙台市障害者施策推進協議会（第6回）議事録

- 1 日 時 令和5年11月28日（火曜日）18：30～20：15
- 2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階
- 3 出 席 大坂委員，三浦委員，奥田委員，小幡委員，菅野委員，佐々木（洋）委員，佐々木（寛）委員，高橋（勝）委員，高橋（秀）委員，野内委員，支倉委員，早坂委員，山下委員
- ※欠席：秋山委員，小野委員，鹿野委員，熊井委員，柴田委員，中嶋委員，西尾委員
- [事務局]清水障害福祉部長，小幡障害企画課長，小西障害企画課企画係長，阿部障害企画課助成給付係長，穴戸障害者支援課長，佐藤障害者支援課担当課長，佐藤障害者支援課施設支援係長，鈴木障害福祉サービス指導課長，大森障害福祉サービス指導課指導第二係長，井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長，前川精神保健福祉総合センター管理係長，蔦森北部発達相談支援センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，服部若林区障害高齢課長，五十嵐太白区障害高齢課長，坂井泉区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，菅原宮城総合支所障害高齢課長，内藤主査，中尾主任，篠木主任，横尾主事，五戸主事，大谷主事，黒石主事
- ほか傍聴者3名

### 4 内 容

#### (1) 開 会

#### (2) 会長挨拶

会 長 皆様，おばんでございます。

悪天候の中，お越しいただきましてありがとうございます。外は嵐ですが，中ではしっかりと今日の議論を，いよいよ中間案でございますので，皆様からのご意見をまとめた形になっているか，それから方向性がしっかり議論の延長となるかどうかなどを精査していただきながら，よりよいものにしていきたいと思いますので，どうぞよろしく願いいたします。

事 務 局 ありがとうございます。

(小西係長) それでは，ここからの進行は会長に進めていただきます。よろしくお願いいたします。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より高橋秀信委員の指名があり、承諾を得た。

（4）議事

協議事項

（1）仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）中間案について

（2）仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）中間案に係るパブリックコメントについて

報告事項

ココロン・カフェの実施について

協議事項

（1）仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）中間案について

会 長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき、公開といたします。

では、次第2の議事に入ります。

協議事項（1）仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画（第3期）中間案について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

（小幡課長） それでは、協議事項（1）中間案につきましてご説明いたします。

障害者保健福祉計画等につきましては、前回10月に中間案の骨子をお示ししまして、計画全体の概要についてご説明したところです。

今回は、その骨子に、障害のある方を取り巻く現状等の計画の導入部分であるとか、各成果指標に係る具体の数値目標等も肉づけをいたしまして、中間案としてまとめております。各記載事項について確認しておくべきことはないかなど、ご意見をお願いできればと思います。

それでは、資料1-1「中間案概要」を使ってご説明させていただきたいと思っておりますので、そちらをご覧ください。

A3の概要版ですが、1ページ左上から順に見ていきたいと思っております。1ページ左上の「第1章計画策定の概要」でございますが、計画の位置づけ、対象、計画期間について記載してございますが、前回、骨子を用いてご説明してきたとおりでござ

ざいます。

次に左下、「第2章障害のある方を取り巻く現状」です。「1社会の動き」「2国等の障害者施策等の動向」につきましては、前計画期間の主なトピックを取り上げています。

「1社会の動き」では、障害者権利条約に関して、令和4年に国連障害者権利委員会に関する日本政府報告に対し、権利促進の立法措置について高く評価されるとともに、あらゆる活動分野での合理的配慮の措置等について勧告されているということ、災害・感染症等の対応について、大規模災害や新型コロナウイルス感染症等の非常事態に障害のある方への配慮等の必要性について、それぞれ記載しているというところです。

「2国等の障害者施策等の動向」では、障害理解・差別解消に関し、障害者差別解消法の改正と本市の差別解消条例の改正について、障害のある子どもへの支援に関しては、令和5年のこども基本法の施行とこども家庭庁の設置等について、それぞれ記載しております。

「3本市の現状」につきましては、障害のある方に関する統計、それから令和4年度の基礎調査結果について記載しております。統計資料としましては、障害者手帳の所持者数、それから特別な教育の場を活用している児童生徒数の割合について掲載しておりますが、それぞれ増加しているということを取り上げております。

資料右上に進みまして、こちらは令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査の報告になります。今後充実してほしい施策として、所得保障の充実や医療費の負担軽減、働ける場の確保などが挙げられているとともに、将来不安に感じていることとして、家族の高齢化、親なきあとの生活、そういった回答が多くなっていること、障害理解に関しては、障害のある方と接した経験について、「ある」と回答した方が増加していることを取り上げているというところです。

次に、「4前計画期間の振り返り」です。こちらについては、左側に前計画の基本方針、真ん中に基本方針ごとの主な取組、右側に新たな計画に向けた課題を記載しております。内容としましては、前回ご説明した骨子と変わりありませんが、本編の記載に合わせて表現を若干修正しているというところです。

2ページにお進みください。「第3章計画の方向性」になります。左上の「1理念」「2基本目標」につきましては、理念を「共生のまち・共生する社会」、基本目標を「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる」として、前回ご説明した骨子と変わりありませんが、基本目標の説明の部分の本編の記載に合わせて修正をしているというところです。

次に資料の左下、「3基本方針」「4施策体系」になります。基本目標を実現するために5つの基本方針を定め、基本方針ごとに重点取組・成果指標を設定しております。これは、前回協議会でご説明したとおりです。各方針の施策項目、重点取組は骨子と変わりありませんので、今回は各方針の概要と、中間案で設定した成果指

標の具体的な目標値を中心にご説明します。なお、成果指標は、令和4年度または5年度の実績や調査結果を基準値として、計画最終年度である令和11年度の目標値を設定しているというものです。

まず、「基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進」になります。障害のある方が自立した生活を送るためには、物理的な障壁や意識・制度などに潜む障壁を取り除くことが必要で、障害理解促進を図るため、教育部門等と連携しつつ、子どもから大人まで幅広く取組を進めます。また、差別解消・虐待防止・成年後見制度の利用支援など、権利擁護の取組を進めます。

成果指標としては、基本方針1に対するアウトカム指標である「障害者全体への理解が深まってきたと回答した割合」について、基準値52.1%に対し、令和11年度目標値として基準値を上回る「52.1%以上」としております。また、重点取組に係るアウトプット指標としては、障害理解サポーター養成研修実施回数50回、障害者スポーツに係るイベント開催回数70回、東北障がい者芸術全国公募展入場者数4,300人を目標値としております。

次に、資料右上の「基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実」になります。障害児支援では、障害や発達の遅れを早期に発見し、切れ目のない支援を行うことが重要で、日常の過ごしの中で必要な支援が受けられるよう、子育て・教育・福祉分野の連携した取組を進めます。また、重症心身障害児や医療的ケア児など、支援の充実に向け、関係機関の連携強化や放課後等デイサービス、短期入所事業所等の充実などを図ります。

成果指標としましては、基本方針2に対するアウトカム指標である「障害児の家族の『障害のある方の福祉サービス』への満足度」について、基準値2.31に対し、令和11年度目標値として基準値を上回る「2.31以上」としております。また、重点取組に係るアウトプット指標としては、児童発達支援センターによる相談支援回数3,750回、施設訪問支援回数2,600回、保育所等訪問支援事業所による支援回数672回、アーチルによる施設支援を目的として訪問した学校数42校、主に重症心身障害児に対する支援としての児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数32箇所を目標値としております。

次に、資料右下の「基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実」です。障害のある方が自分の意思で物事を選択して、地域で安全安心に暮らせるよう、障害特性に応じて、相談支援・生活支援・居住支援等必要な支援を行います。また、重症心身障害や医療的ケアが必要な方、強度行動障害のある方などが利用可能な地域の支援体制整備や親なきあとを見据えた生活の場の確保、サービスの質の向上、人材育成支援等に取り組めます。

成果指標としては、基本方針3に対するアウトカム指標である「障害のある方・家族の『障害のある方の福祉サービス』への満足度」について、基準値2.48に対し、令和11年度目標値として基準値を上回る「2.48以上」としております。また、重点取組に係るアウトプット指標として、地域生活支援拠点における基幹相談支援セ

## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

ンター等とのケース検討回数 17 回，基幹相談支援センターにおける地域の相談機関との連携強化の取組件数 80 回，1 か月当たりの共同生活援助の利用者数 2,570 人，1 か月当たりの短期入所事業所（医療型）利用者数 39 人，視覚障害者支援センターにおける ICT 機器等利用に関する相談者数 345 人を目標値としております。

3 ページにお進みください。資料左上の「基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実」です。障害のある方の希望に応じた働きがいのある職場が生まれるよう，企業への啓発，ふれあい製品の販売促進，関係機関の連携による支援体制の構築等を図ります。また，スポーツ・文化芸術等，障害のある方が才能を発揮する機会，参加できる機会，障害の有無にかかわらず交流できる場を創出します。

成果指標としては，基本方針4 に対するアウトカム指標である「障害のある方・家族が希望する活動に参加できていると回答した割合」について，基準値 2.55 に対し，令和 11 年度目標値として「2.55 以上」としております。また，重点取組に係るアウトプット指標として，障害者雇用促進セミナーの開催回数 4 回，就労移行支援事業所等連絡会議の開催回数 4 回，ふれあい製品フェアや市内の商業施設等での販売会開催回数 20 回，障害のある方の鑑賞・創造・発表の機会の拡大に資する取組の回数 4 回，スポーツ教室開催回数 6 回を目標値としております。

最後に，資料左下の「基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備」です。誰もが暮らしやすい社会を実現するために，利用しやすい市有施設等の整備，障害特性に応じたアクセシビリティの向上を進めるとともに，重い障害のある方にも対応できる生活環境の実現に向け，必要な施設整備や公立施設の老朽化対策に取り組みます。また，人材確保と定着の支援，事業所への指導監査の推進，障害福祉行政の業務改善等の取組も進めます。

成果指標としては，基本方針5 に対するアウトカム指標である「障害のある方にとって暮らしやすいまちだと回答した割合」について，基準値 2.66 に対し，令和 11 年度目標値として基準値を上回る「2.66 以上」としております。また，重点取組に係るアウトプット指標として，（仮称）青葉障害者福祉センターの整備の進捗状況として令和 11 年度は運営されていること，生活介護事業所の定員数 1,716 人，災害時個別計画の新規作成件数 20 件，事業所を対象とした人材確保・定着を支援するセミナーや交流会の実施回数 2 回，障害福祉行政の業務改善や事務の効率化を通じた取組を令和 11 年度も実施されていること，それを目標値としております。

次に，資料右側，「第4章障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）」になります。「1 成果目標」につきましては，国の基本指針で示された目標事項を基本としつつ，本市の実績や施策の動向を踏まえて設定し得るとしてしております。なお，概要版では，国の基本指針で新たに設定された項目を中心に掲載しておりまして，数字につきましては，下から2行目の「相談支援体制の充実強化等」のうち「地域の相談機関との連携強化の取組件数」を70回から80回にしたほかは，9月の協議会でご説明した数値と変わりはありません。



## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

資料4ページにお進みください。資料の左側、「2活動指標に係る見込量の推計の考え方」「3見込量確保のための方策等」です。成果目標達成のために、障害福祉サービス等ごとに必要なサービスの量を見込んでおります。国の基本指針を基に、これまでの実績や施策として考慮すべき事項などを踏まえながら、見込量を算出しているというものです。

「4見込量」になりますが、見込量は9月の協議会でご説明しておりますけれども、今回の概要版では、主に訪問系、日中活動系、居住系の障害福祉サービス、それから相談支援、障害児に対する支援から抜粋して掲載をしているというところです。

最後に、資料の右側になります。「第5章計画の推進」です。第5章では、推進体制として、庁内関係部局等と協働しながら計画を進めていくこと、その達成状況等については本協議会にて監視等を行うとともに、行政・障害者団体・企業・地域・市民がそれぞれ役割を持って取り組んでいくことなどを記載しているというところです。

以上、中間案について概要版を基にご説明いたしましたが、詳細については後ほど資料1-2の本編のほうをご覧くださいと思います。

なお、前回の協議会でご意見をいただきました点について本編に反映にさせていただきますので、ご説明させていただきます。

まず、精神障害のある方の地域移行支援等に関する事項になります。現計画期間の主な取組として、「精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援」とあるが、この点について、障害者保健福祉基礎調査アンケートで、医療保護入院などの患者さんが退院後の生活場所が確保できず入院が継続されているという回答があるなど、精神障害のある方の地域移行が進んでいないのではないかという意見があったことも踏まえまして、本計画で取組を後退したと思われぬような記載とするよう、ご意見を前回いただいておりました。

これにつきましては、本編の15ページをご覧ください。「前計画期間の振り返り」の基本方針3の地域生活支援体制の充実の主な取組のうち、「精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援」に対する課題としまして、課題の4つ目の項目のところに、「入院中の精神障害のある方の地域移行に向けた支援や地域移行関係者の人材育成、住まいの確保と居住支援に向けた検討が必要」との課題を示した上で、本編27ページにお進みいただきたいと思います。基本方針3の施策④地域移行・地域定着支援におきまして、「精神科病院との連携やアウトリーチ支援、人材育成などにより、円滑な地域移行・定着を促進していきます」というふうに反映をさせていただいたところです。

次に、児童への障害理解教育を進めるために、教育の取組の文言を入れるべきというご意見をいただいておりました。これにつきましては、本編19ページをご覧ください。基本方針1の2行目からになりますけれども、「市民や事業者の障害理解促進を図るため、教育部門等とも連携しつつ、子どもから大人まで、様々な手法を

用いて幅広く取組を進めます」というふうに、「教育部門等とも連携しつつ」というような文言を加えて反映をしたというところでございます。

次に、基本方針2につきまして、児童発達支援センターが大きく取り上げられているが、そこだけにターゲットが絞られるのではなく、体制を含めた記載としてほしいとのご意見をいただいております。これにつきましても、同じ19ページになります。基本方針2の2行目以降に、「日常の過ごしの中で必要な支援が受けられるよう、子育て・教育・福祉分野の関係機関が連携して取組を進めます」と反映しております。

次に、強度行動障害の支援について、課題としてはあったが取組についての記載が見受けられないというご意見、それから、障害児だけでなく、大人の重症の方にももう少しとスポットを当てていくといいというようなご意見をいただいております。これにつきましては、同じく19ページになりますけれども、基本方針3の4行目以降に「重症心身障害の方や医療的ケアが必要な方、強度行動障害の方などが利用可能な地域の支援体制の整備や親なきあとを見据えた生活の場の確保、サービスの質の向上に向けた連携強化、人材育成等の支援に取り組めます」と反映しております。

最後に、9月の協議会の中で、3年計画の成果目標のうち、「障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置」という目標について、「大人にふさわしい」という背景が分からないとこの言葉自体に違和感が出る。どこかで解説みたいなものを入れていただくと分かりやすくなる。表現が非常に難しいのでもっと平易な表現をといたご意見をいただいております。これにつきましては、47ページになります。一番下の黒い三角矢印のところですが、「障害児入所施設に入所する児童の成人になる際意思決定を支援し、その選択を尊重するために、各関係者が移行調整の場において協議を行い、障害児入所施設から成人期における障害福祉サービス等への円滑な移行を進めてまいります」と追記しておりました。ただ、こちらは国の基本指針に沿った目標であることも踏まえまして、成果目標自体は修正いたしませんでしたが、その趣旨や背景について追記をしたものでございます。

なお、最後に「理念」のところでございますけれども、17ページです。この「理念」について、「心と命を守る支えあいのもと」というのが第3段落の中盤ちょっと下ぐらいに記載がありますけれども、そちらは具体的にはどのようなことを想定されているのかというようなご質問もございました。こちらについては、仙台市基本計画から引用した表現ということにはなっています。特段、具体的な取組は想定していませんが、震災後、命だけでなく、様々な心のケアも行ってきた、そういった経過もございましたので、互いに支え合ってきたこれまでの歩みを踏まえながら、目指していく共生社会のイメージとして「日常的にあらゆる場面」における「心と命を守る支えあい」ということであるというところを基本計画の所管部署から確認をしておりました。ですので、具体的な取組とかその趣旨の追記というところまで

はしておりませんが、そういった背景も踏まえた表現として記載をしたというところでございます。

以上、協議事項1、中間案についてのご説明となりますが、各記載事項について確認しておくべきことがないかなど、ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

ただいま事務局より3計画の中間案についてご説明がありました。皆様からご意見、ご質問いただきたいんですが、まず、事前質問をいただいております佐々木委員及び高橋委員のほうからご説明をお願いしたいと思います。

それでは、佐々木洋委員、お願いいたします。

佐々木(洋)委員 社会福祉協議会の佐々木です。何点かお話ししたいと思います。

22ページの基本方針の部分なんですけども、施策項目という欄が設けられていて、それぞれの基本方針に沿って、数点、施策項目としてまとめられているんですが、これはどういう意味を持つのかなと。基本方針から施策項目、重点取組というつながりをどのように理解したらいいのかなというのを教えていただきたいというのが1点目。

それから、今までも指摘したんですけども、基本方針1の重点取組の障害者スポーツ、文化芸術というのと、基本方針4の同じような障害者スポーツ、文化芸術というのが重なっているんで、このまとめ方をどうしたらいいのかなと、そういうことで4のほうにまとめられないのかなというのが2点目です。

それから、これは表記の点なんですけども、例えば、ちょっと戻りますけども、ちょっと小さいことなんですけども、5ページで、(1)の最初の段落の5行目なんですけども、国連・障害者の十年の影響というのがちょっと気になりまして、なくてもいいのかなと。このまま国連・障害者の十年、障害者団体の活動などを背景として、背景ということに収れんされる、つながるのかなと思って、なくてもいいかなというのが1つと、それから法律のこの表記の仕方なんですけども、例えば1ページ目、欄外に正式な法律の名称が載っているんですけども、これを本文の中に入れられないかなというのがちょっと感じたところです。例えば障害者総合支援法というのは、障害者総合支援法、括弧で正式名称を入れると何か枠外、欄外の部分が少なくなっすっきりするかなと思いました。これは私の印象なので、ちょっと検討していただければなと思いました。

それと、小さなことなんですけども、資料1-2のページの表示ですね。1ページ、2ページの表示がちょっと上過ぎて窮屈な感じがしたので、何か直せばいいのかなと思いました。

それと、10ページの資料が載っているんですけども、上と下の文章の区別がなかなかつきづらくて、少しスペースの余裕があると、上と下を離して見やすくなるの



かなと。小さなことで申し訳ございませんが、そんな印象がありましたのでお願いします。

会 長 佐々木委員，ありがとうございました。

表示等について，22 ページの件についても質問が出ておりますので，事務局，よろしく願います。

事務局 今，幾つかご質問がございましたので，順にご説明させていただきます。

（小幡課長）

まず，22 ページの基本方針の書き方，構成というところの施策項目というものの意味，構成というところなんですけれども，施策項目というものについては，施策体系に沿って基本方針ごとに施策及びその概要に関する説明を記載した箇所と考えております。一方，重点取組との関係というところなんです，重点取組については各基本方針の中で特に注力すべき取組というものを中心に掲載しております。ある特定の施策項目に対応するものもあれば複数の施策項目に関連するものもあるというような使い分けで，基本的な施策の概要については施策項目の①②③というような形でお示ししつつ，その中で注力するものを重点取組としているという位置づけになってございます。

それから，同じ 22 ページの基本方針1の重点取組のスポーツ，文化芸術，それから基本方針4のスポーツ，文化芸術というところがまとめられないものかなというところでした。こちらにつきましては，基本1で出しているものと基本4で出しているものがちょっと視点が異なっているというところがございます。基本方針1のところについては，障害のある方とない方の交流の機会というところを視点として置いていて，その中で障害理解を促進する取組ということですので，基本方針1に置いているというところなんです。基本方針4のところについては，障害のある方がそれぞれの才能を発揮する機会，それから希望に応じて参加できる機会というところ，障害のある方が参加する機会を通じて社会参加を促進する取組としておりますので，基本方針4の社会参加の部分に置いているというところなんです。そうしたところもありまして，重点取組の対象であるとか目的が異なるので，それぞれの基本方針に位置づけているというところがございます。

それから，あと表記のもろもろの部分になります。まず，これまでの経過のところですかね，5ページの5行目のところ，国連・障害者の十年のところですけども，そこは確かにご指摘のとおり，影響というのがなくても文章が通じるところがございますので，削ることにしたいなと考えております。

それから，ページ番号の件ですけども，ページ番号は確かにちょっと上過ぎるかなというところがありますので，今後，最終的な中間案を印刷する際に下のほうにずらしたいなと考えています。ただ，下の部分の余白につきましては，ページの下部に音声コードをつけるというような作業をこれからしますので，その余白については現行のまま，ある程度空けたままにするということにしております。

## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

それから、法律の正式名称のところですけども、欄外にしたというのは、本文のほうが長文になってしまうかなというところで読みづらさが出てくるだろうというところもありまして、その読みづらさを避けるということもあって脚注のほうに正式名称を入れたというところがございます。ただ、計画の本編で表現の統一が図られていない箇所も少しございましたので、グラフの配置、もう少し見やすくするというところも含めまして、全体を通して最終案に向けて整備を図っていきたいと考えております。ご指摘いただきましてありがとうございます。

会 長            ありがとうございます。佐々木委員、いかがでしょうか。

佐々木（洋）委員            ありがとうございます。1つだけ、法律の表記の点ですが、数字がちっちゃくて、そもそも欄外にある法律が1とか2とか3とかあるんですけども、例えば5ページ、6ページですね。どこにそれがあるんだって見えないので、この注記の数字を少し大きめにしていただければと思います。ありがとうございます。

事 務 局            承知いたしました。その辺も併せて整理させていただきます。  
（小幡課長）

会 長            それでは高橋委員、お願いします。

高橋（勝）委員            わらしべ舎の高橋です。

事務局の皆さんには、いつも大変な資料の作成と、それから議事録のまとめをしていただきまして、ありがとうございます。大変な作業と思いますので、ご苦労さまです。

事前質問票ということで2つほど挙げさせていただきました。ほかに文章の表現の仕方、表記ということになるんでしょうかね、それについてもちょっと気になった部分がありましたので挙げさせていただきたいと思いました。

まず1つ目は、中間案の19、20ページの基本方針の文章表現で、基本方針1では4行目なんですけど、「進めます」とあり、そして6行目からの最後は「推進していきます」というような、どちらも取組を進めるということで間違いはないんですが、何か違いがあって表現方法を変えたのかということが1つでございます。

それから、中間案の64ページになるんですけど、第5章の計画の推進というところの表現方法については、各主体の役割の（5）のところになるんですけど、（2）（3）（4）については「期待されます」というような書き方をされているんですけど、（5）だけが「努力していく必要があります」という書き方になっているんですけど、できればこれも同じような「期待されます」というような表現方法ができないだろうかということで、ちょっと私なりに考えてみたのが「障害のある方もない方もともに暮らす社会を実現することが期待されます」というような文章にしてみたんですが、これでいいかどうかというのは事務局のほうで多分検討されると思いますが。

それから、全体的な文章表現ということなのですが、中間報告の「していきます」と「します」というような表現の仕方を使っているのですが、何かこう、もちろん内容によって使い分けをしているんだと思いますが、できればどちらかに言い方を統一されていけばいいのかなと思いますので、一番いいのは多分「していきます」という丁寧な言葉を使うのが一番いいんだろうと思いますが、ただ、内容によっては強く「します」と言ったほうがよりインパクトがある部分になるのかなと思いついて、それがちょっと気になったところでございます。

あと、質問票にはないのですが、多分これは漢字にするのを間違えたんだと思うんですが、18ページの下から5行目で「私たちが住むまちをくらしやすい」の「くらし」が平仮名になっているものですから、多分これは漢字かなと思います。

あともう一点、ちょっとこれは皆さんどう思われるか分かりませんが、「重い障害」という言葉が使われているんですね。じゃあ「重い」の反対は「軽い」なのかということになるんですが、障害に重いも軽いもないような気が私はしているんですが、できればこの「重い」という表現について、どういう形で、適正な言葉があればよろしいんでしょうが、あえて、例えば中間報告の20ページの基本方針5のところに「重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害など重い障害のある方にも対応できる」という使い方をしてしているんですが、もしここで「重い」という言葉が使われなければ、例えばA3のほうにも若干書かれているんですが、強度行動障害など専門的な支援を要する障害のある方とか、専門的な対応を要する障害のある方などというような言い回しもあるのかなとちょっと考えてみたんですが、これについては事務局のほうでご検討していただければと思います。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。では、事務局で答えられる部分で。

事務局 いろいろご指摘いただきましてありがとうございます。

(小幡課長)

まず、1つ目にあります「進めます」と「推進していきます」であるとか、そのほかのところ「していきます」「します」というような表現のところですけども、こちらは確かにご指摘のとおり、まだ表現の統一が図られていないというようなところもありますので、ここは精査していきます。「進めます」「推進します」というようなところの言葉の使い分けというところでは、同じような言葉を幾つも出すと文章の読みとしてちょっと読みづらいなというようなところもありましたので、あえて両方の言葉を使っているという意図もございました。それも含めまして、最終的に精査させていただきます。

それから、第5章の市民の役割のところになりますが、こちらについては、障害者基本法の中で国民の責務というところがありまして、その中で共生社会の実現に寄与するよう努めなければならないと規定されておりまして、それを念頭に記載しておりました。そのため、「期待されます」というふうな表現にはしていないという

## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

ところです。ただ、ご指摘をいただいて改めて文章の表現を見ますと、多少いずい部分もありましたので、見直しをいたしまして、障害のある方もない方も互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めていく必要がありますなどと修正したいと考えております。

それから、重い障害のところ、障害に重いも軽いもないんじゃないかというのは確かにご指摘のとおりだと思います。ただ、一方でこういった言葉を使っているところ、使っていないところ、そういうところもございますので、専門的な支援というような言い換えも含めまして、今後、最終案のところに向けまして整理を図っていきたいなと思います。

会 長 ありがとうございます。高橋委員。

高橋（勝）委員 分かりました。よろしいです。

会 長 それでは、ほかの委員の方からご質問、ご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでございましょう。佐々木委員、お願いいたします。

佐々木（寛）委員 仙台歯科医師会の佐々木です。

11ページなんですけども、一番上です。特別な教育の場を活用している児童生徒数の割合なんですけど、全体の生徒数がほぼ変わらないのに、この増加傾向というのは、何か法律的なものが変わったりだとか、例えば判断基準が変わったりだとか、何か原因があってこれは増えているものなんでしょうか。

会 長 11ページの上の段ですね。データについて、どのような変化があったということです。

薦森所長 北部アーチルの薦森でございます。

こちらですが、ご指摘のような何か判断基準が変わったとかそういうことではなく、特別支援を求めている児童生徒、特別支援を受けさせたいという保護者の意識が広がってきているというようなところ、あとはやはり支援を要する児童生徒も増えている、そういうことがあってこの数の増加というところにつながっているかと捉えております。

佐々木（寛）委員 ちょっと障害者歯科とかやっていたり、そういう支援学校の検診なんかもやっているのでもっと気になったもので。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見ございますか。小幡委員、お願いします。

小幡委員

仙台弁護士会の小幡です。

私から、表現ですとか記載の内容などについて、ご質問、意見を申し上げたいと思います。

まず、19 ページです。19 ページの基本方針が記載されておりまして、基本方針4に自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実とあります。29 ページにも同様の記載がありますが、前回までの基本方針としては、15 ページに、生きがいにつながる就労と社会参加の充実とされています。今回、基本方針の表現というか、内容を変更したのかなと思うのですが、これ以外の4つの基本方針については表現に変更がないので、もしこの基本方針4について表現を変えたということであれば、簡単な理由を入れたほうがいいのかと思いました。

それから、次に30 ページですが、基本方針4について、施策項目、それから重点取組に事業所の工賃向上への支援などが挙げられております。この点について、16 ページで本計画に向けた課題となっております。先ほどのご説明ですと、新たな計画に向けた課題を記載したということなのですが、賃金向上への支援というのが記載されていないので、ここは重点取組にも入っているの、課題として入れたほうがいいのかと考えております。

それから、表現の問題なんですけど、例えば24 ページ、③教育・発達支援の3行目にインクルージョンの推進等とあります。45 ページなどを見ると、このインクルージョンというのが包容の意味で使用されているということが理解できるのですが、ここの24 ページだけですといま一つよく分からないなというのがあるので、ここについて、これらの表現について分かりやすくしていただいたほうがいいのかと。

同様に25 ページ、一番最初のところですが、アウトリーチを中心とした支援を行いますとあります。アウトリーチという言葉というのは、決して一通りではないと認識をしております。当然のように使われているのですが、どういう意味で使っているのかというのが、見た人が同じ意味と理解できるように表現するべきではないかと思えます。

それから27 ページ、⑤保健・医療・福祉連携の最終行のところにヤングケアラーの支援等とあります。ヤングケアラーという言葉についても、もちろん最近大きく報道されてはおりますけれども、意味合いは一通りではないと考えております。これについても、見た人が同じ意味合いと理解できるような表現を取るの、よいのではないかと考えております。

最後は、誤記と思われる点だけ指摘したいと思えます。51 ページですが、一番最後の行で、地域包括ケアシステムの構築に向けた「の」というのが入っているんですが、これは削除ではないかと思えます。

以上です。



令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

会 長 ありがとうございます。最後のところは誤記ということですが、ほかのところでいろいろご意見いただきましたが、いかがでしょうか。

事務局 小幡課長）まず、様々なご指摘ありがとうございます。誤記のところは修正させていただきます。

それから様々インクルージョンであるとかアウトリーチであるとか、そういったところ、用語がまだまだ一般的じゃないんじゃないかというようなご指摘がございました。まだこれ、中間案の段階では実は入れていなかったのですが、最終的な計画になる際に、資料編として用語の説明を入れる予定でございます。現在の計画のほうにも入れてございましたので、同様な形で用語の説明については入れさせていただく予定でしたので、その部分で、例えば今お話しいただいたアウトリーチであるとかヤングケアラーであるとか、そういったところを含めて、その他、入れさせていただければと考えております。

それから、基本方針4のところだけ変更されているというようなところでございます。確かに基本方針4、生きがいというところではなく、自分らしさというところで今回表現を変更してございます。やはり社会参加というところの中で、生きがいだけでなく、自分らしく生きていける、そういったところが大切なのかなというところもありまして、今回表現を変更しているというところではございました。そうしたところ、今回変更をかけた直接的な理由の記載じゃないまでも、何かしら意図の伝わるようなところで対応できるか、検討したいと思っております。ただ今回、中間案として盛り込めるかどうかというところについて整理させていただいて、難しければ最終の段階で修正していければと考えております。

会 長 小幡委員、よろしいでしょうか。

小幡委員 ありがとうございます。

会 長 私から一言言っておくと、後ろの用語の説明、専門家じゃないと分からないような説明はやめてほしいです。読んでいても分からないから。誰に向けてやっているかという、市民にもこういうことをしてくださいとお願いしているので、基本、分かりやすいというのは、市民の方にも分かっていたかということ、河北新報とかで社会資源を使っちゃいけないと、一般的ではないと。社会資源を説明しろというお題をいただいたことがあるんです。社会資源を使っちゃいけないと言われたんです。分かりやすくということに心がけていただければと思います。以上です。

ほかにご意見ございませんでしょうか。時間もあれでするので、奥田委員からいいですか。感想でもご意見でも結構でするので、よろしく願いいたします。

奥田委員 愛泉会の奥田です。

先ほどもありましたけど、インクルージョンとか、そういった言葉はやはり市民の方とか障害者の方もこれを実際に見て、これで進めていくわけなので、分かりやすい表現の、そのほかにもありますが、分かりやすい表現をするほうがやはり市民の方にも理解しやすいというところがありますので、その辺はきめ細やかに記載のほうをしていただければありがたいなと思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。では、山下委員から伺ってもいいですか。

山下委員 シャロームの会の山下と申します。よろしくお願いいたします。

私も中間案を見せていただきまして、資料1-2の22ページなんですけれども、基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進ということが載っています。そして、重点取組として、地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化のところ、障害理解サポーター事業が書いてあるんですけれども、私も障害理解サポーター事業の障害のある当事者講師の一人なんですけど、私の自宅にも障害理解サポーター養成研修の受講対象が拡大しますよというお知らせが来ました。そこには、小学校、中学校への受講対象拡大ということが載っているんですけれども、ここには小学生だけが書いてあって、中学生という記載はしないのかなという質問が1点と、あともう一つは、障害理解教育ということをみんなで議論を重ねた結果、文言として入ったということはとてもいいことだなと私も感じています。そして、お知らせの中にも、小学生とか中学生に向けた新しいプログラムを設定していくということが書いてあるんですけれども、それもとてもいいことだなと感じております。

そして、障害理解サポーター養成研修に障害を持つ当事者が講師をするという取組は、私自身もとてもやりがいを感じてやらせていただいているんですけれども、今後、小学生とか中学生のプログラムを考えると、ぜひ当事者講師のアイデアとか意見も聞いていただきたいなと思いますし、当事者講師に登録していないいろいろな方の意見というのも広く聞いていただきたいなと思っております。それが仙台市の目指す共生社会というところにつながって行って、当事者の意見とかアイデアを尊重する、お互いに尊重し合う社会というふうにつながっていくんじゃないかなと思っております。

私も障害理解サポーター養成研修は今月もやらせていただいて、自分が病気になってから、障害を持つてからの経験を生かせるとても大事な機会だなと、ありがたくやらせていただいているので、これからも私にできることがあったらいろいろご協力させていただきたいなと思っております。

以上です。

会 長 ありがとうございます。ご質問だったんですけど、皆さんにちょっとお伺いし

たいんですけども、当事者のアイデアをしっかりと入れるというのは、お1人の意見ではなくて、協議会としてぜひやっていきたいと思いますということで進めたいと思うんですけど、皆さんいかがですか。とても重要な発言だと思うので、我々の意思として、当事者の方のしっかりアイデア等々も用いながら進めていくということとはとてもいいことだと思うので、委員皆さんと共有しながら進めていくようにということで考えましたが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。皆さん、賛同いただきましてありがとうございます。

早坂さんに1つ、ごめんなさい、菅野さん忘れちゃって、菅野さん、先にどうぞ。

菅野委員

仙台市サンホームの菅野です。

先ほどの19ページの基本方針2のところ、先ほどお話がありましたけれども、2行目のところで、日常の過ごしの中で必要な支援が受けられるよう、子育て・教育・福祉分野の関係機関が連携して取組を進めますというところが、大きく表現をいただいたのはとてもありがたかったなと思っております。といいますのも、24ページに関連するところで家族支援というところが出ておりますけれども、子ども支援の大きな環境としても家族支援を余儀なくされるというところが最近大変重くなっております。家族の支援を抜きにして子どもの支援ができないというような状況になっております。そうしますと、1つの機関とか施設では到底難しいような状況になっておりますので、おのずと関係機関と連携を取っていかなければならないというのが本当に日常でたくさんケースとして上がってきております。ここのところを強調していただいたのはとてもありがたかったです。

あと、先ほど高橋委員から出てきたことだと思うんですが、やはり20ページの基本方針5のところ、3行目の重症心身の部分の文章のところでの重い障害という部分に関しては、私もちょっと重いとか軽いとかという表現されるのはどうかなと、当事者が見たときにやはりあまり気分的にもよくないかなと思います。

一方で、基本方針2のところですと、同じような文言の中で専門的な対応を要する児童という表現がされておりますので、より専門的な対応を要するとか、文言の取扱いのところをちょっと工夫していただけるとよろしいかなというふうに、感想ですが、なりました。

会長

ありがとうございます。重い、軽いではないというお話ですけども、それ以前のところで、この計画というのは具体的に施策を推進していくということで作られるものですから、ふわっとした言い方ではなくて、しっかりとどういう方向でということでは、専門的な支援を要するとか、そういうほうがより具体的に施策を進めていく上では進めやすいかと思うんですね。ですので、私も保健のほうはそういう方向でお考えいただければと。私も高橋委員のお話を受けて、そのほうがこの計画に沿って専門的な支援というのをどういうふうに具体的にこういうふうに進めていこうという方向に持っていけると思うので、そんな表現になるといいなと思ってお

りました。

山下委員，ごめんなさい，さっき中学生と小学生が入ってよかった，今度，小学生というのがありましたよね。そこはどうなんでしょうか。行ったり来たりして申し訳ない。よろしいですか。

事務局  
(小幡課長)

すいません，先ほどの小学生のところですけども，もちろん小学生へ対象を拡大しということは，年代としては小学生のレベルまで拡大するので，当然中学生は入っているとは認識しておりますけれども，確かに字面を読むとなかなか分かりづらいつらいかなというふうなところがありますので，その辺は表現，修正，検討させていただきたいと思います。（「ありがとうございます」の声あり）

会長

それでは，行ったり来たりして申し訳ありませんが，早坂委員。

早坂委員

すみません，今日は遅参して申し訳ございませんでした。当法人が指定管理を受けている群馬県の長野原と嬭恋村の職員面談とちょっと事業所の視察も兼ねて行ってきての帰りだったんですけども，やはりああいう地方に行けば行くほど，本当に人口減少であったりとか高齢化というのがもうまさに始まっているような地域の中で，障害当事者の方々も含め，支援に当たっているというのが現実としてあって，何が言いたいかというと，今回の中間報告を見た中で，基本的に数字が右肩上がりというか増加という形で書かれてはいるんですけども，人口動態等も考えたときに，本当にこの数値目標の設定で大丈夫でしょうかということが総体的にまず感想として一つというところ，あとそれを支える働く人たちへの支援というのがこの中でどういうふうに担保されているのかというのがちょっと見たとき思ったところ

です。  
あと，菅野委員もおっしゃられていましたけど，やはり障害者を持つ親の支援というところ，あるいは，ちょっと言い方に語弊があるかもしれないですけど，ある意味，自分の子どもの障害理解というところももう少し当事者としての支援を手厚くしたほうがいいのではないのかなというのをちょっと，今回2日間行って見て感じたところなので，まさに何か，仙台はでも非常に進化した何か，比較対比するわけじゃないんですけども，メニューという言い方はあれなんですけれども，メニューとしては本当に様々あるなというのをもう本当に感じたところ。最後，感想になって恐縮なんですけれども。

以上でございます。

会長

まずはご意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。  
では，支倉委員，感想でも構いませんので，ご発言お願いいたします。

支倉委員

宮城県患者・家族団体連絡協議会の支倉です。

令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

先ほど山下委員も言っていましたけど、障害者サポート事業というのがありましたけれども、その活動、養成講座みたいなのはいつやっているんでしょうか。それで、それを受けた人は一体どこに行ってその内容を発表しているのか、ちょっとお聞きしたいと思いました。

会 長           では、このことについて事務局から。

事 務 局           障害理解サポーター養成講座になりますけれども、まず、そもそも障害理解サポーターをよいサポーターになる方というのが一般の市民の方、特に企業などを中心に、障害にあまり接点のない方に対して障害理解を促すというようなところを進めている事業になっております。その障害理解サポーターになった方というのは、受講した方というのは、特段何かをすることではないんですけれども、障害に対して理解のある方だということで、それによって、ふだんの生活の中で少しでも障害のある方の生活にプラスになるような行動を取ってもらえるといいなというふうな思いで進めております。障害理解サポーター養成研修の講師を務めるのが当事者講師ということで、こちらの山下委員も含め、障害理解サポーター養成研修の講師を研修する研修というのがありまして、それを受講していただいた上で少しずつ講師として慣れていっていただいて、一般の方への研修を積み重ねていただく、そういったような振る舞いになっております。よろしいでしょうか。

会 長           支倉委員、いかがですか。

支 倉 委 員           その講習はいつでもやっているということですか。

事 務 局           その講習というのは、一般の方に対する研修……（「じゃなくて」の声あり）じゃなくて、講師を養成する研修ですね。講師を養成する研修につきましては、昨年度、まず講師を増やしたいというところで行ってございまして、そこで一旦増やしましたので、今年度は特に予定はしてございませんでした。来年度やるかどうかというところについては、これからちょっと検討させていただきたいと考えております。

会 長           支倉委員、難病の方なんかもそういう講師になったほうがいいと思うので育成したほうがいいという話でしょうか。

支 倉 委 員           難病の方、受けているんです。受けているけど、その人が更新になったかどうか、ちょっと私は。

会 長           ありがとうございました。では、野内委員、ご発言お願いできますでしょうか。



野内委員

ハローワーク仙台の野内と申します。

先ほど皆様からも何件か出ておりましたが、表現の仕方、表現の文言ですかね、アウトリーチであるとかインクルージョンであるとかといったときに、なかなか分かりにくい表現を使っているというのは私ももっともだと思っております。実は国の施策をやる中でも、アウトリーチなんて表現を使ってしまうがちではあります。ただ、今日こういった場で指摘を受けて、次回も含めて、分かりやすい表現に私も努めたいと思っております。

それから、基本方針4、資料1-2の29ページになりますけども、感想というか、意見ということではございません。基本方針4の①一般就労・福祉的就労。どうしても私ども、就労支援というところの組織ということになっておりますから、この点につきまして、企業に対する障害者雇用についての啓発、職場環境調整への支援、そういった取組をしますと書いてございますが、ぜひ国のほうでも連携して進めさせていただければと思っております。来年4月、令和6年4月から、企業の法定雇用率というものが出ていますが、今2.3%ですけども、2.5になるということもありまして、国としましてもこの周知等を図っているところですので、ぜひ連携して取組を進めさせていただければと思っております。

私のほうからは以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、高橋秀信委員、お願いします。

高橋（秀）委員

仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。

私のほうからは感想だけです。皆さんもずっと言われているように、私もぱっと片仮名で書かれている内容が出てくると、これは同じような言葉だけ何か使い方が違うのかなというところで結構読みながら引っかかっていたので、ぜひその辺り、皆さんの分かりやすい表現で読みやすい文章になるようによろしくお願いいたします。

それから、数値目標が出てくるところが何か所かあるんですけど、例えば相談件数を70から80に増やすみたいな目標があるところなんですけど、ちょっとすみません、私は点字に直して読んでいるので何ページと言ってあげられないんですけど、相談支援体制の充実強化というときに、何かこの件数を70から80に増やしますと、その数値を変えましたという説明があったと思うんですけど、これ例えば10件相談件数を増やすってどのくらい大変なことなのかなと思ったのが1つ。そして10件増やすって、目標値として、その10ぐらいでいいものなのかな、もっとはるかに本当は欲しいけど、目標の立て方としては現状10ぐらいがいいところなのかなということをちょっと疑問に思いました。

それから、ほかのところでもパーセンテージで示されていて、令和11年までに、同じ数字でそれを上回るという表現の仕方をするんですけど、これはこういう計画段階のものというのはそういう書き方をするものなんですか。絶対その数字は普通

は1%でも上げないで何とか何とかを上回るという書き方をするのが一般的だからそのようにしているのか、それとも何か、上回るのも大変なんだよという意味があってそのように書いているのか、ちょっと何か分かりやすく表現していただけると助かるなと思いました。

以上です。

事務局  
(小幡課長)

まず70回から80回というふうな増やしたところ、これは先ほどすみません、私が数をご説明したところ、これは第4章の成果目標のところの中ですね。ページにしますと、概要版でご説明したところですけども、相談支援体制の充実強化のうちの地域の相談機関との連携強化の取組の件数ということで、相談件数とかそういったことではなくて、地域の相談機関との連携をする、その取組の件数を年間の70回から80回と増やしたい、これまでは70というふうに目標値を9月の協議会のときですかね、お示しさせていただいていたんですけども、それをそこから目標値をちょっと10回ほどさらに増やしたというようなところでした、骨子のところでご説明したところとはプラスアルファになっていますというところをご説明したというところでございます。

それから、アウトカム指標の上回るというような表現のところ、確かにまず、例えば何%と、具体的な数字というところも目標の設定の仕方としてはあろうかとは思いますが、まず前回調査であるとか今回調査したところから少しでも上回りたいというようなところの私たちの気持ち、実際どのくらい上回れるかというのは正直読めないところもございます。ただ、取組によって今あるところを少しでも向上させたいというようなところの思いから、基準値を上回るというような目標設定とさせていただいているところです。ただ、これがほかの計画でも一般的な書き方かという、特段、一般的だからとかそういうことではございません。この計画でそのような目標設定としたいというところの意気込みでございました。

会長

高橋委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。  
それでは、三浦副会長、お願いします。

副会長

副会長の三浦でございます。

先ほど重い障害という言葉に対するご意見があったんですけども、私も実はこの言葉は気になっていて、どうしてこの重い障害の「重い」が気になるかという、障害者という言葉があるからという、そういう意味じゃないかと思っていて、障害って人の環境の相互作用で出てくる生活上の困難だから、もし「重い」だとすれば生活上の困難が大きいということだと思えるんですね。だから、障害のある障害者じゃなくて、障害がある人というふうに統一しようという、そういう意見もあるんですけども、そうだとすると生活上に大きな障害のある人というような表現が一番適切なのかなと思っているんですけども、全国的にはまだそういう方向にはなかなか

が行っていないので、まだ障害者という言葉があったり、重い障害という言葉を使っているというところなので、ちょっと方向性としては、やはり障害のある人というような、そういう表現が一番ふさわしいかなと思っています。

あともう一点、先ほど佐々木寛成委員からご質問が出て、薦森所長がお答えになった件で、障害児教育が特別支援教育というふうに変ってから、いわゆるこれまで障害児教育の対象ではなかった、普通のクラスの中にいる、知的には大きな遅れがないというか、遅れがない子ども、いわゆる発達障害と言われるような子どもも特別支援教育の対象になったということをきっかけに、非常に特別支援教育へのニーズというのが増えていって、その辺りの数字、小学校の担任の先生の主観的な判断だと6人に1人ぐらいじゃないかみたいなのもあるので、見かけのというか、その辺りの数字に少しとられてしまうと、佐々木委員がおっしゃったように、本当に支援を必要としている歯科医診療とか、そういう子どもたちへの視点が弱くなってしまいかとも思うので、その辺は何かもう少し正確な数字が欲しいなと思うんですけど、なかなかつかみ切れていないところがあるのかなとは思っています。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

今回、中間案が出ますけれども、パブリックコメント——次のところで話が出ますが——をいただいた上で我々答申するわけですが、それがゴールではなくてスタートということになります。それに基づいて、それぞれが協力しながら、しかも先ほど野内委員からもありましたように、いろいろなところが連携、協働しながら進めていくということがよりニーズに対応するには重要なポイントかなと思っており、そういう意味ではこの協議会の役割ということも重要だと思います。なお、これからこの中間案についてパブリックコメントをいただいた上で皆様とまた理解を深め、議論を深めながら、よりよいものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひできればと思います。

では、本件につきましてはここまでということで、皆様よろしいでしょうか。何かご発言ございますでしょうか。中間案について。では、次に進めます。

(2) 仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画（第7期）・仙台市障害児福祉計画第3期）  
中間案に係るパブリックコメントについて

会 長 次第2、協議事項（2）に移ります。3計画の中間案に係るパブリックコメントについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課の小幡でございます。

（小幡課長） 協議事項（2）中間案に係るパブリックコメントにつきまして、ご説明させていただきます。

## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

まず、資料2、中間案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施についてをご覧いただければと思います。

今回の意見募集につきましては、1の目的にありますとおり、次期計画の策定に当たりまして、障害のある方、その家族、支援者、事業者等のご意見を踏まえて策定する必要がありますので、加えて幅広い理解を得ながら進める必要があるというところもありまして実施するものでございます。

2の実施期間ですが、令和5年12月22日金曜日から令和6年1月26日金曜日までとしております。

3の周知方法ですが、市政だより、市ホームページによる周知のほか、各施設、団体への配布などにより、幅広く意見募集をしております。

4の意見提出方法ですが、郵送、ファクス、電子メール、電子申請での提出としております。

また、5の情報保障として、点字版、ルビ版、テキスト版、わかりやすい版でも対応するよう準備を進めております。

6の提出された意見の取扱いですが、ご意見を考慮しながら計画を策定するとともに、いただいたご意見に対して市の考え方をまとめ、公表することとしております。

協議事項（2）中間案に係るパブリックコメントにつきまして、ご説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

パブリックコメントについてご説明いただきましたが、皆様からご意見、ご質問ございますでしょうか。高橋委員、お願いいたします。

高橋（秀）委員

仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。

今回のパブリックコメント、視覚障害者のために点字拡大等の配慮をしていただけるということで、本当にありがたいなと思っております。これはどれだけの数をつくるつもりというか、計画上どのぐらいの数を想定しているのでしょうか。なぜそういう質問をするかという、私の所属する会に視覚障害者は現在160人ぐらいなんです。たしか仙台市の広報を実際に音声版なり点字版で見たり確認している人たちは二百何十のはずなんです。今回のパブリックコメントは、それと同じぐらいの想定をしているのか、それとも視覚障害者、特に多分、重度のというか、明らかにそういう点字でしたり音声でしたり拡大が必要と思われる市民に対して送られるのか、その辺りをちょっと教えていただくと助かります。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございます。周知の方法についてですね。特に点字のところについてどういうふうな方針を持っているのかというご質問だと思います。

事務局  
(小幡課長)

今どれだけの配布であるとか、どのような周知といいたいでしょうか、そういったところでの対応についてのご質問がございました。

まず、点字版につきましては、こちらから市政だよりの点字版を使っている方に送付ということではなくて、求めをいただいた場合にお渡しするというような対応を取らせていただきたいと思いますと考えております。それにつきましては、例えば区役所であるとかに配置してお渡しできればと考えてございました。また、テキスト版につきましては、音声データの基となるようなものになりますので、こちらのほうはホームページ等にも掲載をして広く利用いただけるように対応していきたいと考えております。

会長

高橋委員、いかがでしょうか。

高橋(秀)委員

引き続き高橋ですが、多分その方法だとかなり数が限られるというか、周知には不十分ではないかと思われま。くれと言った人だけにあげると、これ実は選挙公報もそうだったんですけれども、選挙管理委員会に申し出てください、その人に送りますということなんですね。同じことになって、しかもこのパブリックコメントの場合はかなり時間的に短いですし、パブリックコメントを多分やっているということすら視覚障害者に伝わらない可能性がかなり高いように思います。なので、できる限り、そこはいろいろな形で周知する方法をもう少し検討していただいて、視覚障害者にも確実にパブリックコメントをやっている、こんな方法で意見できるんだよということをお知らせいただけるように、よろしく願いいたします。

会長

これ、前回と違うのは、やはり世の中SDGsだとかいろいろなことが出てきていて、もう少し積極的に関わらなきゃいけないという状況になってきているんですね。なので、やはり改善していくことは考えなきゃいけないと思うんですよ。ですので、ぜひその辺について改善していただいて、積極的に周知をする。積極的に参加をしてもらう。いつでも言いますけど、仙台市も進めると言っているSDGsというのは誰一人取り残さないということがキーワードですので、ぜひそこで意見を言う機会というか、そういうものがあるということを知り得る機会を奪ってはいけないということもありますので、少し積極的な展開をお考えいただければと私も考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。山下委員、お願いいたします。

山下委員

シャロームの会の山下です。

昨年度のパブリックコメントのことを今考えていたんですけれども、何か非常に数が少なかったなというのを思い出しました。内容としてはいろいろなご意見をいただいて、とても内容は充実していたと思うんですけれども、数が非常に少なかった



## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

たので、ご意見をいただく方法の工夫、どんな工夫があるかなというのを昨年も皆さんとお話しした記憶が今よみがえってきたんですけれども、この中間案に対する意見の募集ということで、この中間案というのは、今日お示しいただいた全てを見せるのか、中間案の骨子の部分とかをポイントを押さえてお示しして意見を聞くのかとか、その辺りもちょっと教えていただきたいなと思っております。

会 長 事務局、お願いいたします。

事務局 (小幡課長) 中間案のお示しの仕方というところですが、もちろん今日お示ししました本編のほう、こちらもお示ししてご意見をいただくというところになります。なので、この本編の内容についてご意見をいただければと考えておりました。もちろん、これだとなかなか全部通して読むのは難しいよねというようなところもございますので、ホームページなどで概要版としてお示ししたA3のほうの資料も掲載はして参考に見ていただけるようにしたいなと考えています。

山下委員 ありがとうございます。すみません、パブリックコメント、仙台市のほうからどんなふうに募集しているかというのは実は自分が見ていなくて、昨年とかも。今、中間案の大きなものもポイントも骨子のものもということだったんですけれども、全てを見るというのはやはりちょっとハードルが高いですし、自分と関わりのある部分ならコメントをしたいなという方もいらっしゃると思うので、もう時間がないところ本当に申し訳ないんですけれども、できる限りの工夫とかをしていただければなと。すみません、私もアイデアとかがなかなか浮かばないんですけれども、何かコメントしやすいようなものが少し工夫されるといいのかなと感じました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。これはぜひ、まず委員の方が属する団体ではきちっと徹底していただいて、できれば、昔はそれぞれの団体に勉強会もやったような気がするんですけど、いろいろ方法はあると思うんですね。ご自分に近いところについて、特にそうやってみんなで話してみるなんていうのもとても重要なことなので、ぜひということはあるんですが、仙台市としても先ほどのところで関係団体にお配りいただけるということですので、何かリード文にぜひその辺りもちょっと書いていただけるといいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。ではほかに。小幡委員、お願ひします。

小幡委員 仙台弁護士会の小幡です。

実施期間のところですが、令和6年1月26日金曜日までとなっております。パブリックコメントを求められることがあります、土曜日曜などのお休みを利用してコメントをするということが多く、金曜日までとなっていると出し忘れて期間

が過ぎてしまうこともありますし、1月26日ですと月末までに提出すれば良いという意識が働いてしまって逃してしまうということもあるかと思います。例えば、1月末までにするとか、最終的に土日を含んだ形で締切を設定するということもご検討いただければと思いました。

会 長           これは事務局ですね。

事 務 局           実施期間につきまして、確かに土日を挟むと最後の土日に考えて月曜日に出すわ  
(小幡課長)            というようなご意見もあろうかと思えます。ただ、正直申し上げまして、これは実はその後の作業のスケジュール、パブリックコメントをいただいた上で、回答作成でしたり、まとめたり、様々、ご報告したりというようなスケジュールを考えますと、こちらの部分がぎりぎりというようなところでございます。ですので、実施期間については、お尻のところを1月26日までとさせていただいて、もし土日ということであれば、その前の週の土日にご検討いただけると非常にありがたいところでございます。よろしく願いいたします。

会 長           すみません、私よく分かるのは、そちらに座ったり横に座ったりしている人たちは、土曜日とか休みの日も出てきて、おまとめ今回もいただいている、本当に大変な思いをされておられるところもあるので、何とか折り合いがつかないかなと思うんです。土曜日とか祝日にも私のところへメールが来るので。部長はちゃんと労務管理していますかというような。苦勞されておられるので、私が言い訳するのもおかしいですけど、非常に努力されているのは事実ですので、何とかご勘弁いただくと。申し訳ありません。

ほかにご意見ございますでしょうか。何か暗い話になりましたね。暗い話をしていくわけではないので、暗い感じにしないでください。

パブコメはやはり呼びかけがとても重要だと思うので、今の時代に合った呼びかけをするということも事務局で考えていただくということ、我々委員も含め、各種団体さんに対して積極的にということ、ご意見をいただけるような形にいただければと思います。ということで、皆さんよろしいでしょうか。ありがとうございました。では、ここまでとさせていただきます。

## 報告事項

### ココロン・カフェの実施について

会 長           では、報告事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局           障害企画課の小幡でございます。  
(小幡課長)           報告事項、ココロン・カフェの実施につきましてご説明いたします。  
資料3、ココロン・カフェの実施についてをご覧ください。

## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

ココロン・カフェにつきましては、これまでも何回かお知らせしているところですが、障害者差別解消条例の制定時に、当事者、それから市民の皆さんのご意見を幅広く伺うために、障害当事者と障害のない市民が混ざった数人のグループでお茶を飲みながら意見交換して、そのご意見を施策協議会にフィードバックし、条例づくりに生かしてきたというような経過がございます。

そうしたところも踏まえまして、1の目的にありますとおり、市民の関心を高めながら差別解消を一層推進するため、障害の有無にかかわらず広く市民が参加できる意見交換の場として実施をすところでございます。

2の実施日時ですが、令和6年1月14日曜日15時から16時45分の予定で、3の実施場所として、こちらのオンワード樫山10階ホールで実施いたします。

4の参加人数ですが、30人程度を予定しておりまして、5の実施内容として、今年度実施した差別解消条例改正の柱の一つである「障害理解教育の推進」に関連しまして、テーマを「子どもの障害理解について」としまして、仙台市からの説明を行った後、グループワークを行う流れとしております。

6の運営方法としましては、グループのファシリテーターとして協議会の委員の皆様もしくは各区の差別解消相談員、障害企画課職員としまして、7のその他として、参加者への情報保障、託児なども実施する予定でございます。

委員の皆様にはぜひご参加の上、障害当事者を含む市民の皆様の意見を直接聞いていただければ幸いです。

なお、このココロン・カフェの中でも、パブリックコメントのことを周知していきたいと考えております。ぜひご出席いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ご説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

前回のココロン・カフェは、参加した方、結構にこにこして帰っていかれて、いろいろなことができてよかったと思うんですよ。早坂委員、いましたよね。どうですか。

早坂委員 大変ようございました。

会 長 少し何かしゃべっていただけると。

早坂委員 本当に趣旨に沿った内容で、障害を持った方もそうでない方もしっかりといらっしやる中で、お互い共通のテーマを持ったお話もできましたし、やはり当事者しか分からないことに対する理解促進というのも非常に和やかに進んだ会だったなど。ただ、今ちょっとご説明あったお茶が出てきたか、あ、出てきましたね。失礼しました。

## 令和5年度仙台市障害者施策推進協議会（第6回）

- 会 長            ありがとうございます。
- このことについてのご説明でしたので、ぜひ皆さんご参加いただければと思いますし、周りの方にもご周知いただければと思います。今度はカフェの雰囲気なんです。
- 事 務 局            今度、この会場を場所にしておりますので、お茶はご用意できるんじゃないかなと考えております。
- （小幡課長）
- 会 長            よろしく願いたします。
- では、次第2の報告事項についてはここまでとさせていただきます。

### （5）その他

- 会 長            最後に、次第3のその他でございますが、皆様から何かございますでしょうか。なければ、議事を終了しましたので、事務局へお返ししたいと思います。
- 事 務 局            大坂会長、議事進行ありがとうございました。
- （小西係長）

### （6）閉 会

- 事 務 局            最後に、事務的なご連絡を申し上げます。
- （小西係長）        本日の議事録については、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。こちらに修正のご意見などいただきまして、事務局で修正作業を行い、議事録として決定させていただきます。
- また、本日の議事内容や資料につきまして、追加のご意見、ご質問などございましたらご意見票にて、期限が短く恐縮ですが、12月8日金曜日までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。ご意見票の様式は後ほどメールでも送付させていただきます。
- 最後に、次回の協議会の日程です。
- 次回は、令和6年3月12日火曜日の開催を予定しております。会場は、今回と同様にこちらのオンワードの10階となっております。
- それでは、以上をもちまして令和5年度第6回仙台市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
- 本日はお忙しい中、ご出席、ご議論いただきましてありがとうございました。

署名人    高橋秀信

